

## 質 疑 回 答 書

○令和7年度淡路夢舞台電力調達に係る一般競争入札

( 1 - 1 )

No.	質 問 事 項	回 答
1	<p>契約書(案)第11条3項につきまして、「支払請求書を受領した日から30日以内に、契約金額を支払うものとする。」と記載がございますが、お支払い期日につきましては弊社供給条件では「支払い義務発生日(弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日)の翌日から起算して30日以内」と定めております。ご了承頂けますでしょうか。また、落札の際、契約書をこちらの記載にご変更いただくことは可能でしょうか。</p>	変更します。
2	<p>料金の支払いにつきまして、万が一期日までにお支払いをいただけなかった場合は、弊社供給条件により延滞利息が発生します。「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、こちらの記載を契約書に追記またはご変更頂くことは可能でしょうか。</p>	変更します。
3	<p>「消費税」や一般送配電事業者が「託送料金」の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行います。ご了承いただけますでしょうか。</p>	変更します。
4	<p>弊社では、燃料調整単価に加え、2024年4月から市場価格調整単価を導入しております。落札後、市場価格調整単価を考慮した上で、毎月の電気料金を計算します。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、こちらの記載を契約書に追記いただくことは可能でしょうか。</p>	追記します。
5	<p>仕様書および契約書に定めのない事項については、弊社の供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書をこちらの記載にご変更頂くことは可能でしょうか。</p>	変更します。